

公益社団法人宮城県獣医師会の委員会設置に関する規則

(目 的)

第1条 この規則は、公益社団法人宮城県獣医師会（以下「この法人」という。）定款第33条の規定に基づき、委員会の設置及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の名称及び審議事項)

第2条 委員会は次のとおりとし、専門事項及び学術発表並びに研修会開催計画について審議し、会長に意見を具申するものとする。

(1) 小動物臨床委員会

- 1) 小動物臨床に関する事項
- 2) 小動物診療の適正化に関する事項

(2) 畜産・家畜衛生委員会

- 1) 畜産家畜衛生に関する事項

(3) 狂犬病予防委員会

- 1) 狂犬病予防に関する事項

(4) 動物愛護・福祉委員会

- 1) 学校飼育動物・傷病野生鳥獣の保護に関する事項
- 2) 動物愛護と適正管理に関する事項

(5) 産業動物臨床・家畜共済委員会

- 1) 産業動物の臨床に関する事項
- 2) 大動物診療の適正化に関する事項
- 3) 家畜共済に関する事項

(6) 学術・広報委員会

- 1) 広報・会報の発行・ホームページの管理運営
- 2) 公開講座に関する事項
- 3) 学会審査に関する事項

(7) 食鳥・公衆衛生委員会

- 1) 食鳥検査業務の執行計画・管理運営に関する事項
- 2) 食鳥検査業務の組織に関する事項
- 3) 食鳥検査に関する諸規定の制定及び改廃に関する事項
- 4) その他食鳥検査業務の遂行に必要な事項
- 5) 公衆衛生に関する事項

(8) 獣医師活躍推進委員会

- 1) 獣医師の働き方改革・処遇改善等に関する事項

(その他の部会及び委員会)

第3条 前条以外に必要な応じて委員会を置くことができるものとする。

(委員会の構成)

第4条 委員会は、原則委員9名以内で構成し、支部長等の推薦により、会長が委嘱するものとする。

2 委員会に担当理事を置くものとし、学術・広報、獣医師活躍推進各担当理事は、他の理事と兼任できるものとする。

(委員の任期)

第5条 委員会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(正副委員長)

第6条 各委員会に正副委員長を置くものとし、正副委員長は、委員の互選とする。

2 委員会の議長は、委員長がこれに当たる。

(委員会の開催)

第7条 委員会の開催は、委員長が会長の承認を得て召集するものとする。

2 委員長は、会議の結果について文書で会長に報告するものとする。

3 委員長は、会長の承認を得て、必要な時は、委員以外の者を招集できる。

(補 則)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規則は、公益社団法人宮城県獣医師会の移行の登記の日から施行する。

1.第1次変更 平成27年7月3日

2.第2次変更 令和4年4月1日

3.第3次変更 令和7年4月1日